

令和7年3月21日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第192号の概要

(経済センサスー活動調査及び個人企業経済調査の変更)

1 経済センサスー活動調査の概要（現行計画）

調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

調査の概要

調査実施者

総務省統計局統計調査部経済統計課経済センサス室・経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室

調査対象

甲調査：日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所
ア 大分類 A－農業、林業に属する個人経営の事業所
イ 大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
ウ 大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類 79－その他の生活関連サービス業（小分類 792－家事サービス業に限る。）に属する事業所
エ 大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所
乙調査：国の事業所及び地方公共団体の事業所

調査方法

甲調査：【直轄調査（郵送、オンライン（e-Survey、政府統計オンライン回答サポートシステム（※1）））】

調査対象：支社等を有する法人の事業所及び単独事業所の一部（※2）

報告単位：本社等において、国内の傘下事業所の情報についても併せて回答

【調査員調査（調査員、オンライン（e-Survey））】

調査対象：個人経営・単独事業所（※2を除く）及び新設事業所

報告単位：それぞれの事業所ごとに回答

乙調査：オンライン（電子メール）

（※1）政府統計オンライン回答サポートシステム：（独）統計センターが行う「政府統計に関するオンライン回答サポート」において、セキュリティを確保した環境下で電子調査票の提出や専任スタッフへの質問等を行うためのポータルサイト

（※2）純粋持株会社、不動産投資法人、資本金1億円以上、従業員数300人以上等の事業所

調査事項

【産業共通の基本的事項】

事業所の名称、所在地、経営組織、従業員数、主な事業の内容、売上高・費用等の経理事項など

【各産業の調査事項】

・製造業：製造品出荷額、在庫額 等

・サービス業：サービス収入の内訳 等

など各産業の特性を把握するための調査事項

調査周期等

調査周期：5年（前回調査は令和3年）

調査実施期間：甲調査：調査実施年の5月～7月

乙調査：調査実施年の5月～9月

公表時期公表方法

【公表時期】

速報集計結果：調査実施年翌年の5月末

確報集計結果：調査実施年翌年の9月頃から順次公表

【公表方法】

インターネット（e-Stat）及び印刷物

(参考) 令和8年経済センサスー活動調査の 調査方法・調査事項イメージ

	調査方法	調査事項(調査票)
①法人複数事業所企業 (外国の会社の事業所も含む)	直轄調査	【企業調査票】 【産業別事業所調査票】
②単独事業所企業、 法人でない団体	調査員調査(※)	【産業別単独事業所調査票】
③個人経営企業、 新設事業所	調査員調査	【産業共通調査票】

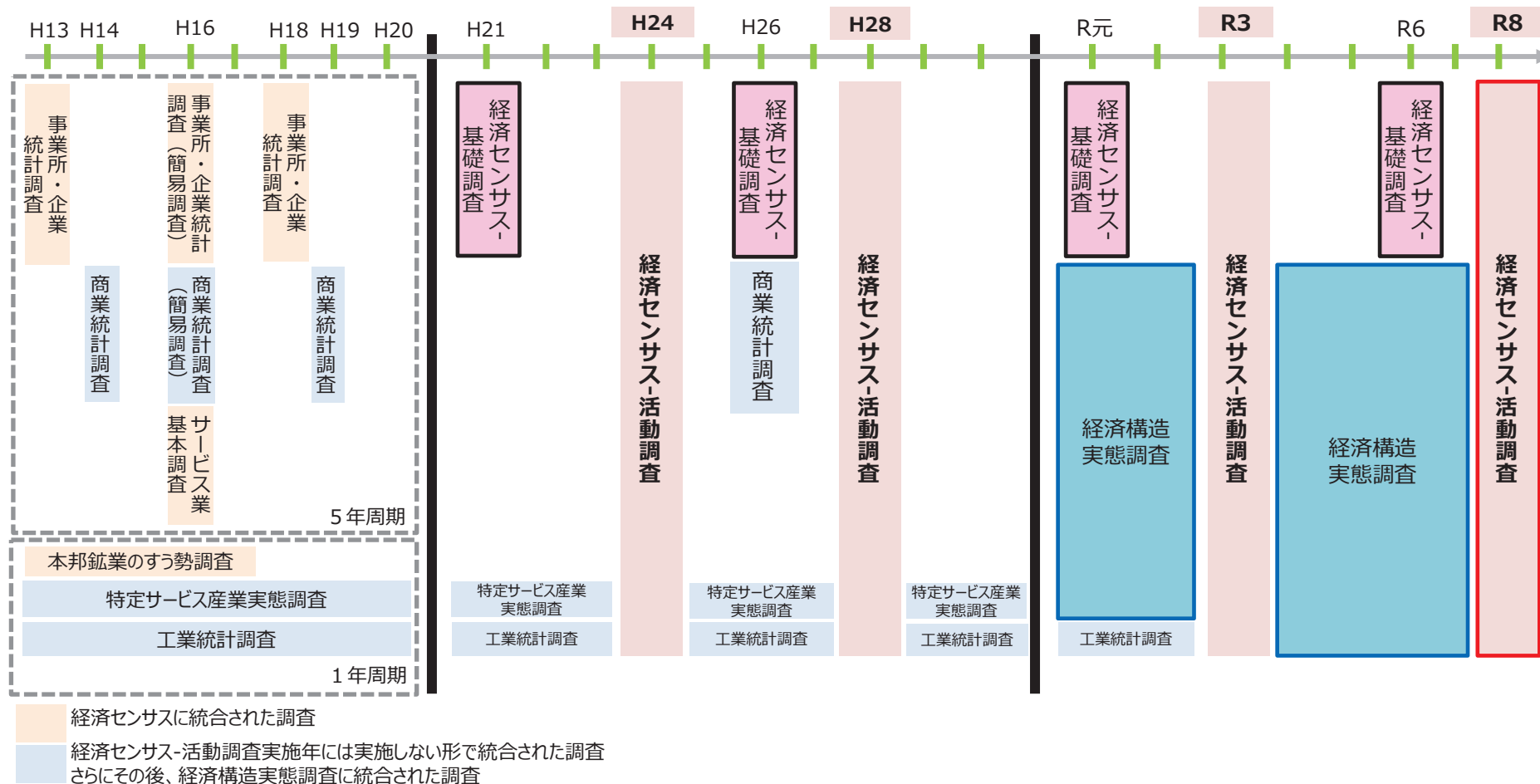
(※) 「経済センサスー活動調査の実施前年に実施した経済活動実態調査対象企業の単独事業所」は直轄調査

(参考) 経済構造統計の体系的整備の進展

出典：R4.8.30統計委員会企画部会第2WG資料・総務省統計局及び経済産業省HP掲載資料（総務省政策統括官室にて一部加筆）

- 経済構造統計※を作成するための調査として、経済センサス（基礎調査及び活動調査）、経済構造実態調査を、順次創設・充実。令和4年以降、企業の売上高など基礎的な情報を、毎年、同一時点において産業横断的に把握可能に。

※ 全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計



- ・産業ごとに異なる年次・周期で大規模統計調査を実施
- ・それらの結果を統合しても、同一時点における我が国全体の経済構造が把握できない等の課題

経済センサスの創設

- ・経済センサス-活動調査により5年ごとに産業横断的に経済構造を把握
- ・その中間年においては、産業横断的な経済構造の年次変化を捉える統計が不足

経済構造実態調査の創設

経済センサス-活動調査及びその中間年における統計調査を体系的に整備

2 経済センサスー活動調査の主な利活用状況

加工統計作成の基礎資料

- ◆ 基幹統計である「国民経済計算(SNA)」及び「産業連関表」作成の基礎資料として活用

母集団情報の整備

- ◆ 企業・事業所を対象とする各種統計調査における調査対象の抽出作業等に用いられる「事業所母集団データベース」を整備するための基礎資料として活用

行政上の施策への利用

- ◆ 各省の審議会等において産業別構成比や中小企業・小規模事業者数の割合など、経済政策に係る審議の基礎資料として活用
- ◆ 地方公共団体における行政総合計画や企業立地促進・中小企業支援計画の策定などに活用

法令上の基礎資料として利用

- ◆ 地方消費税について、最終的に消費が行われた都道府県の税収となるよう、各都道府県の「消費に相当する額」に応じて按(あん)分する際に用いられる基礎資料として利用

3 令和8年調査の見直しに係る背景事情

第Ⅳ期基本計画（令和5年3月28日閣議決定）

【国民経済計算の精度向上・充実】

- 基準年推計における経済センサス-活動調査の活用の推進
- 生産物分類の策定の際の国民経済計算との整合性への十分な配慮

【経済統計の体系的整備の推進】

- 経済センサス-基礎調査及び経済センサス-活動調査や経済構造実態調査の創設・充実
- 基礎的な情報を毎年、同一時点において産業横断的に把握可能となるとともに、経済構造統計という同一の概念で、シームレスに接続できるようにしたことで、結果精度や時系列比較の面で大きな改善
- 個別分野の経済統計の軸となる経済構造統計について、時系列比較可能性を向上するため、当面、同一の調査事項により、国内生産額や従業者数等の基礎的データの継続的蓄積を進める必要

【オンライン調査の推進】

- 今後の5年間で、基幹統計調査における回答数に占めるオンラインによる回答数の割合を、企業系調査では8割以上、世帯系調査では5割以上を目指して、システムの改善等に取り組む



今回の調査では、調査事項については、おおむね前回調査を踏襲しつつ、産業分類の改定・生産物分類の適用などの見直し。また、オンライン調査の拡大の取組

4 主な変更計画の内容（１）－ 調査事項の変更①

主な変更内容

◆ 生産物分類の適用への対応等 【企業調査票】、【産業別事業所調査票】等

○ 調査品目

【財分野】 これまでの日本標準産業分類を基にした調査品目から生産物分類（2024年設定。令和6年3月18日総務省政策統括官（統計制度担当）決定）を基にした調査品目に見直し

＜令和3年調査＞

[illegible]

＜令和 8 年調査＞

[illegible]

【サービス分野】 国民経済計算、SUT推計等の利活用を踏まえ、調査品目の分割・統合を実施

※ 過去に回答した品目のプレプリントや、「建設、サービス品目」全てを網羅した分類表の配布を行うなど把握方法を改善

○「物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高」に代えて、「建設・サービス収入の内訳」で同様の調査品目別売上高を把握（経済構造実態調査の対応を踏まえた変更）

＜令和3年調査＞

[illegible]

＜令和 8 年調査＞

[illegible]

4 主な変更計画の内容（1） – 調査事項の変更②

主な変更内容

◆ 産業分類の改定の対応等 【産業別事業所調査票】等

- 日本標準産業分類（令和5年7月告示）の改定を踏まえ、「卸売業、小売業」調査票の「店舗形態」欄に「均一価格店」の項目を追加
- 産業格付事務の円滑化のため、管理・補助的業務に関する項目を追加
※ 上記のほか、事業の業態に関し、従前では「記入のしかた」を参照して回答する方法を採用。
今回、調査票上に説明を追加するとともに選択肢を真に産業格付けに必要な項目に限定

◆ その他

- 「特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等」の廃止
【産業別事業所調査票】

19 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

以下の「サービス業務」を主な業務として営んでいる場合は、該当する区分の「件数・利用者数等」欄に記入してください。
区分の①～⑥は、令和2年1月から12月までの1年間の件数等を記入してください。

サービス業務		区分	件数・利用者数等
冠婚葬祭業	葬儀業、結婚式場業、冠婚葬祭互助会	① 結婚式・披露宴の年間取扱件数	件
		② 葬儀の年間取扱件数	件
映画館		③ 年間入場者数	人
		④ 年間公開本数	本
興行場、興行団	劇場、興行場、劇団、楽団、舞踏団、演芸・プロスポーツの興行など	⑤ 年間入場者数	人
スポーツ施設提供業	スポーツ施設（興行目的以外）、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニスコート、パテティング・テニス練習場、フィットネスクラブなど	⑥ 年間施設利用者数	人
学習塾		⑦ 受講生数（在籍者数） ※令和2年12月31日現在	人
教養・技能教授業	音楽、書道、生花・茶道、そろばん、外国語会話、スポーツ・健康などの教授業	⑧ 受講生数（会員数） ※令和2年12月31日現在	人

- 「法人でない団体」について、産業特性事項の拡充の観点から、「産業共通調査票」から「産業別単独事業所調査票」に変更
- 「個人経営」の「支所・支社・支店」の場合は、「本所の正式名称・所在地等」を把握しない
【産業共通調査票】 ※前回は本支名寄せ作業を経て従業者数按分による地域別売上高集計に利用。今回集計を工夫し地域別集計を維持
- 「この場所での事業所の開設時期」の選択肢を平成28年以降各年単位にするよう変更
【産業共通調査票】、【産業別事業所調査票】等

4 主な変更計画の内容（2）

－ 調査方法の変更①

主な変更内容

- ◆ 第Ⅳ期基本計画を踏まえて、オンライン回答を推進するため、甲調査について以下のとおり、調査方法を変更（詳細は、次ページを参照）

変更内容

- 直轄調査、調査員調査ともに、オンライン回答に必要な書類を先行して配布
- その後、直轄調査では、報告者の要望に応じて紙、電子媒体の調査票を配布。
調査員調査では、オンライン回答がなかった事業所及び新設事業所に対して調査員が調査票を配布
- オンライン回答に必要な書類を先行して配布するため、調査の開始時期を5月から4月上旬に変更

※ 上記のほか、電子調査票の改善や分類番号検索システム（仮称）など、システム面の見直しを実施

- ◆ 「社会保険事業団体」と「法人でない団体」のうち非ネットワーク型産業（※）を、調査員調査から直轄調査に変更

（※）ネットワーク型産業に該当しない産業をいう。

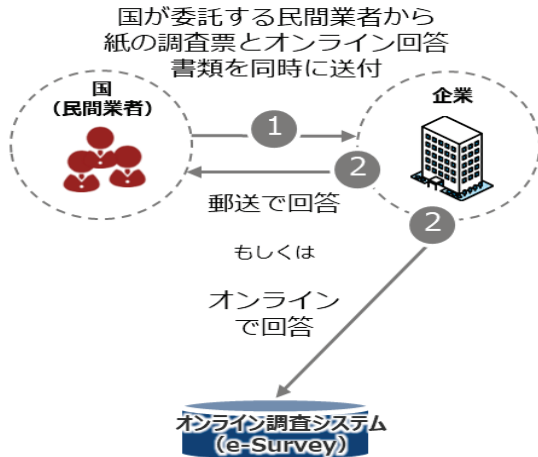
なお、ネットワーク型産業とは事業所単位で売上（収入）金額の把握ができない産業をいい、具体的な産業は以下のとおり
「D 建設業」、「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「H 運輸業、郵便業」、「J 金融業、保険業」、「37 通信業」、「38 放送業」、
「41 映像・音声・文字情報制作業」、「81 学校教育」、「86 郵便局」、「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」

4 主な変更計画の内容（2） - 調査方法の変更②

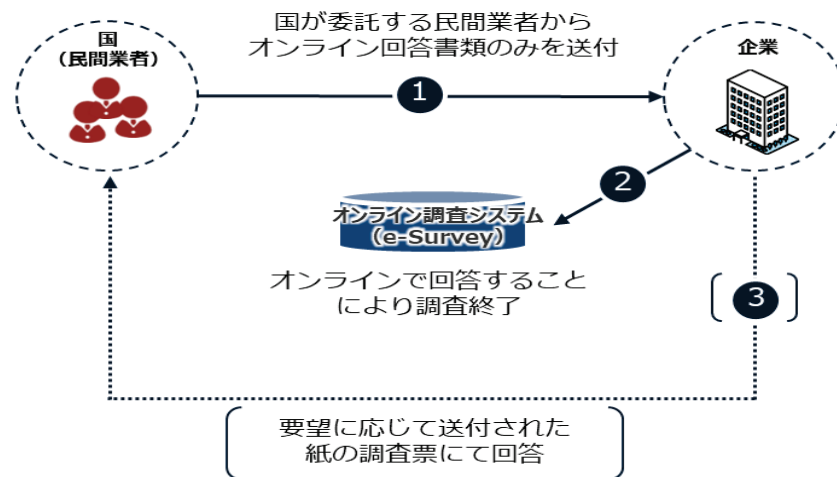
主な変更内容

【直轄調査】

令和3年調査

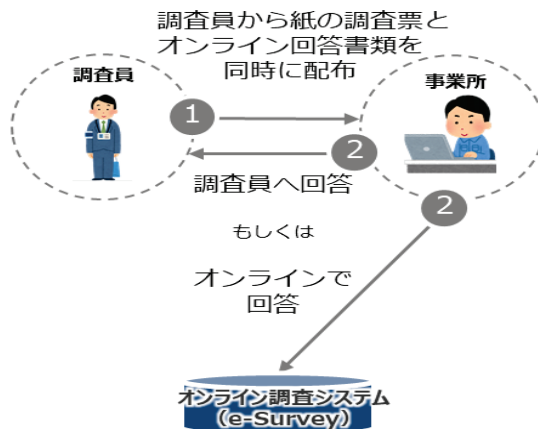


令和8年調査

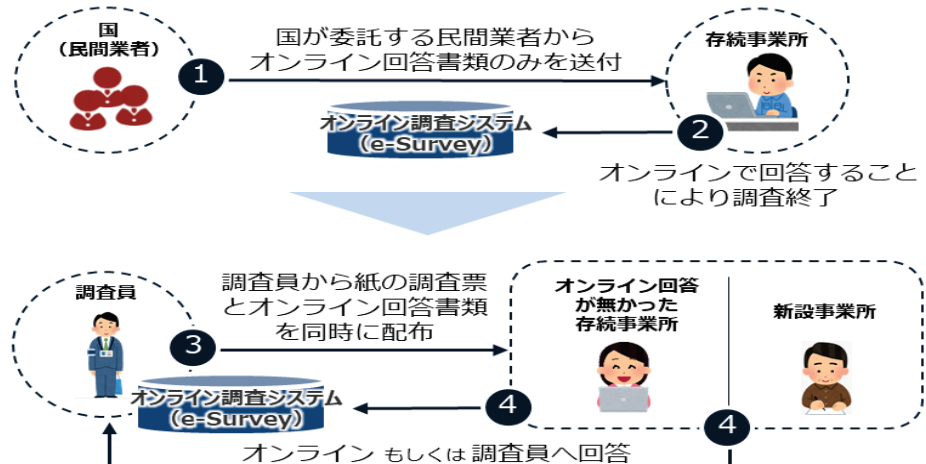


【調査員調査】

令和3年調査



令和8年調査



4 主な変更計画の内容（3） – 集計事項・公表時期の変更

主な変更内容

- ◆ 国・地方公共団体における利活用ニーズが高い「産業横断的集計（確報）」を約3か月前倒しし、他の産業別集計結果（製造業を除く）と合わせて、令和10年3月に公表

令和3年調査			令和8年調査	
公表時期	集計区分		公表時期	集計区分
4年5月	産業横断的集計（速報）		9年5月	産業横断的集計（速報）
9月	製造業（概要）		9月	製造業（概要）
12月	鉱業、採石業、砂利採取業 製造業（品目編、産業編、地域編） 建設・サービス収入の内訳①		12月	製造業（品目編、産業編、地域編）
5年3月	卸売業、小売業 サービス関連産業 建設・サービス収入の内訳②		10年3月	鉱業、採石業、砂利採取業 卸売業、小売業 産業横断的集計（確報） （サービス関連産業含む） （建設・サービス収入の内訳含む）
6月	産業横断的集計（確報）			

- ◆ （前述のとおり「個人経営」支所事業所の調査事項を変更し、）「個人経営」複数事業所企業に関する地域別集計を行う際、本所が記入する「企業全体の売上高」を「本所（事業所）の売上高」とみなし本所の所在する地域の売上高に合算する方法に変更
- ◆ 上記のほか、各府省及び地方公共団体からの要望、利用ニーズや過去の調査結果等を踏まえて集計事項を見直し

5 前回答申の「今後の課題」及び公的統計基本計画への対応状況

(1) 前回答申（令和2年6月）における「今後の課題」への対応状況

調査事項のうち、「支払利息等」を削除しているが、今後、国民経済計算推計等に必要とされる可能性もあることから、調査結果の利活用ニーズの変化等を把握した上で、次回調査において調査項目として再度把握することについて検討すること。

対応

- 以下のとおりニーズ把握、把握の必要性の検討を行った結果、支払利息等は把握しないこととする。
 - ・ 各府省・地方公共団体に対して行った令和8年経済センサス-活動調査に係る調査事項の要望把握（令和5年8月実施）において、支払利息等に係る要望は把握されなかった。
 - ・ また、外部有識者、内閣府等により構成される「令和8年経済センサス-活動調査研究会」において、令和8年調査における支払利息等の取扱いを議論した結果、国民経済計算等においては、既存のデータの利活用によって推計しているため、支払利息等を把握しなくとも問題ないことが確認された。

(2) 第IV期公的統計基本計画（令和5年3月28日閣議決定）への対応状況

① 令和8年経済センサス-活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の実施に当たっての連携強化について検討する。

対応

- 総務省の産業連関表作成担当と意見交換を実施し、調査名簿の共有といった運用面での連携を強化する。

② 次回（令和8年）経済センサス-活動調査について、SUT体系への移行に係る検討状況や、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等を検討する。

対応

- 生産物分類の対応（財分野の導入・サービス分野の改善）について、推計関係各所の要望を踏まえて、活動調査に使用する品目を設定する。

国民経済計算年次推計のために、中間年の経済構造実態調査と同様の時期に、内閣府に対して結果の早期提供を行う

6 個人企業経済調査の概要（現行計画）及び今回の変更内容

調査の概要

調査の目的	個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的とする。	調査実施者	総務省統計局統計調査部経済統計課
調査対象	日本標準産業分類に掲げる産業を主たる事業とする個人企業に係る事業所（ただし、大分類A－農業、林業、大分類－B漁業、大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業など、一部の産業は除く）	調査周期等	調査周期：1年 調査実施期間：5月20日～6月末日
報告者数・選定方法	報告者数：約37,000（母集団の大きさ：約170万） 選定方法：事業所母集団データベースから作成した母集団名簿に基づき、層化無作為抽出	調査方法等	調査組織：総務省－民間事業者－報告者 調査方法：郵送調査、オンライン調査
調査事項	主な事業及び主な事業以外の事業収入の有無、売上金額及び仕入金額、棚卸高、従業者数、営業日数及び時間、事業経営上の問題点 等	公表時期 公表方法	【公表時期】 調査実施翌年の3月まで 【公表方法】 インターネット（e-Stat）及び印刷物

変更内容

- 調査票の変更のみ。個人企業経済調査固有の調査事項に係る変更はない。
- ※ 経済センサスー活動調査との同時実施用の調査票（令和3年調査時に統合）について、経済センサスー活動調査における調査事項の変更に伴い変更するもの

7 前回答申（平成29年9月）の「今後の課題」への対応状況

- ① 「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日）において示されている「ビジネスサーベイ」創設に係る検討の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、調査事項を再検討すること。ただし、本調査が事業規模の小さな個人企業を対象としている特性を考慮し、新たな調査事項の追加等については、その記入可能性や報告者負担を把握した上で、慎重に検討する必要がある。

対応

- 全企業の経済構造を明らかにする観点から、法人企業を対象とする経済構造実態調査で把握している調査事項のうち、本調査に追加等すべき調査事項はないか検討を行った。
- 検討の結果、本調査の調査事項から経済構造実態調査と同定義（経済センサスベース）の付加価値額（純付加価値額）を集計することが可能であることを確認した。

- ② 本調査の民間委託に伴い予定されている取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図ること。

対応

- 民間委託後の調査票回収率は平均9割程度と安定的に推移している。結果精度についても、1企業当たりの売上高及び営業利益の標準誤差率（毎年算出）に大幅な変動はない。引き続き、委託事業者による必要な督促等を行うなど、調査票の回収状況等を踏まえて必要な改善を図っていきたい。

- ③ 本申請では、調査計画が全面的に見直されることも踏まえ、正確な回答を確保し、精度の高い統計を提供する観点から慎重な審査・集計を行うため、公表時期を、調査の実施終了から9か月後として設定しているが、変更後の計画によるノウハウの蓄積を踏まえ、実査・審査の状況が安定した段階で、公表の早期化を検討すること。

対応

- 調査計画、集計結果については調査実施翌年の3月までに公表することとしており、令和5年調査結果は3月1日と、当初の公表期日に比べ、10日程度の公表早期化を図っている。今後も、利活用ニーズや実査・審査の状況等を踏まえ、早期化に向けた検討を行っていきたい。